

## 土砂災害対策に関する行政評価・監視 ＜結果に基づく勧告＞

総務省では、土砂災害対策の推進を図る観点から、国並びに都道府県及び市町村で行われている警戒避難体制の整備などのソフト対策の実施状況を調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について勧告することとしましたので、公表します。

### 【本件連絡先】

総務省行政評価局 総務課地方業務室

担 当： 萬谷、中村、荻谷、菊地

電話(直通)： 03-5253-5415

F A X： 03-5253-5418

E-mail： <https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/hyouka\\_kansi\\_n/ketsuka\\_nendo/h29.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h29.html)

# 土砂災害対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告(概要)

## 背景等

- 土砂災害は過去 10 年間で、年平均約 1,000 件発生。平成 25 年の伊豆大島、26 年の広島市での土砂災害では、多数の死者を伴う甚大な被害が発生
  - 土砂災害対策の推進に当たっては、ハード対策とともに、警戒避難体制の整備等のソフト対策も重要
  - ソフト対策に関しては、土砂災害防止法(注1)に基づき、基礎調査の実施、土砂災害警戒区域等(以下「警戒区域等」という。(注2)の指定、警戒避難体制の整備等を推進
  - 他方、広島市での土砂災害では、基礎調査や警戒区域等の指定の遅れなどの課題が指摘され、国も土砂災害防止法の改正等種々の対応
- ⇒ 土砂災害対策の推進を図る観点から、国並びに都道府県及び市町村で行われているソフト対策の実施状況を調査

【勧告日】

平成 29 年 5 月 26 日

【勧告先】

内閣府、総務省、文部科学省、  
厚生労働省、国土交通省

(調査対象)

17 都道府県 60 市町

## 調査事項

### 1 警戒区域等の早期指定の推進

### 2 警戒避難体制の整備

- (1) ハザードマップの作成及び避難訓練の推進
- (2) 避難勧告等の発令基準の適正な設定

### 3 要配慮者利用施設における安全確保対策の的確な実施

## 主な調査結果

○ 一定の開発制限の対象となる「特別警戒区域」の指定予定地  
⇒ 2 年以上未指定 <9 都道府県に約 1 万 4 千か所>

○ 警戒区域等の指定後速やかに作成すべきハザードマップ  
⇒ 区域指定後、速やかに作成せず <8 市町で未作成等>

○ 警戒区域等で毎年 1 回以上実施すべき避難訓練  
⇒ 実施方法の理解不足等で、過去 3 年間未実施 <4 市町>

○ 「避難勧告」の発令の判断材料となる「土砂災害警戒情報」  
⇒ 「避難準備・高齢者等避難開始」の判断に使用 <9 市町>

○ 土砂災害のおそれのある箇所に新設された施設(抽出 98 施設)  
⇒ 地方公共団体から新設申請時に計画検討要請等なし <41 施設>

○ 警戒避難体制の整備を担当する部局における施設の把握(抽出 8 市町)  
⇒ 情報共有が不十分で未把握 <3 市町で 9 施設>

○ 施設が行うべき避難計画の策定と避難訓練(抽出 78 施設)  
⇒ 施設の理解不足で、未実施 <55 施設>

## 主な勧告

■ 特別警戒区域の長期未指定地について、都道府県における指定に向けた取組状況の把握・助言

市町村に対し、

- 区域指定後、順次ハザードマップを作成することを要請
- 避難訓練の具体的な実施方法の提示等により積極的な実施を要請
- 土砂災害警戒情報の取扱いについて、国のガイドラインの趣旨・内容に沿ったものとなるよう改めて周知

都道府県・市町村に対し、

- 新設申請者への計画検討要請等及び関係部局間の情報共有を改めて周知徹底
- 施設における避難計画の策定や避難訓練等を促進するための取組を推進

(注 1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)

(注 2) 土砂災害警戒区域とは、土砂災害により住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域で、土砂災害防止のための警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を指す。土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害により建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域で、一定の開発行為の制限及び建築物の構造規制をすべき土地の区域を指す。

制度等

- ◇ 都道府県知事は、基礎調査の終了後、警戒区域等の指定予定地を可及的速やかに指定（土砂災害防止法・基本指針(注)）  
 ⇒ 指定に当たって、あらかじめ市町村長から意見を聴取（土砂災害防止法） (注)土砂災害防止対策基本指針
- ◇ 都道府県における区域指定を促進するための国の取組
  - 指定が遅れている都道府県に対し理由を確認し、早期指定のための必要な措置（基本指針）
  - 住民等から指定反対があった場合の対応について都道府県に通知（25年通知）
    - i) 反対住民に対しては、土砂災害防止法の趣旨・目的について理解と認識を得るため、市町村と連携し、丁寧に説明
    - ii) 市町村長から反対意見を表明された場合、市町村長本人から意見の背景や理由を確認し、土砂災害防止法の趣旨を説明し理解を得る 等
  - 住民に危険性を認識させるため「基礎調査結果の公表」を義務化（26年土砂災害防止法改正）、都道府県と構成する土砂災害防止推進会議の開催等

調査結果

◎ 一定の開発規制等を行う必要がある「特別警戒区域」の指定率は <74.1%>  
 ※ 指定率<指定済み/指定予定地>⇒ **「特別警戒区域」<74.1%>**92,683 か所/125,151 か所      「警戒区域」<92.7%> 161,120 か所/173,726 か所  
 【背景】特別警戒区域の場合は、開発規制等が伴うため、住民負担や過疎化の懸念等から住民や市町村の理解を得にくい

◎ 開発規制等ができないまま **2年以上未指定の「特別警戒区域」の指定予定地が <9 都道府県 13,852 か所>**

指定予定地の区分	特別警戒区域		警戒区域	
	当該指定予定地がある都道府県数	当該指定予定地数	当該指定予定地がある都道府県数	当該指定予定地数
2年以上未指定地	9	13,852	7	1,156
5年以上未指定地	8	6,159	5	461
10年以上未指定地	2	1,191	1	22

(注) 区分欄に記載した未指定期間は、平成 27 年 11 月 30 日現在の指定予定地における、基礎調査の終了から当該日までの未指定期間



◆ 国による長期未指定の解消に向けた都道府県の取組状況の把握は、土砂災害防止推進会議等の場で行う場合がある程度



勧告

■ 特別警戒区域等の指定推進のため、都道府県における区域指定に向けた取組状況を一層把握し、必要な助言・情報提供（国土交通省）

## 2 警戒避難体制の整備

### (1) ハザードマップの作成及び避難訓練の推進

#### 制度等

報告書 P62～P65

- ◇ ハザードマップは、市町村長が警戒区域等の指定を受けた区域について早急に整備 〈国交省ガイドライン〉
- ◇ 避難訓練は、市町村長が警戒区域等において毎年1回以上実施することが基本。工夫し実践的に訓練 〈基本指針等〉  
⇒ 国により実践的な避難訓練の実施方法に関し情報提供

#### 調査結果

- ◎ ハザードマップが管内の警戒区域等の全てで未作成 〈7市町〉 又は一部で未作成 〈1市町〉 (59市町(注)中)  
(注)60市町中1市町は調査時点で警戒区域等の指定がなかったため除外  
【理由】域内の全指定予定地の指定完了後に作成等との考え  
⇒ ハザードマップの重要性の認識不足
- ◎ 避難訓練を過去3年間(注)未実施 〈4市町〉 (60市町中)  
【理由】避難訓練の実施方法等に係る理解不足等 (注)H25年度～27年度

#### 勧告

- 市町村に対し、
- 区域指定後、順次ハザードマップを作成することを要請 (国土交通省)
  - 避難訓練の具体的な実施方法の提示等により積極的な実施を要請 (総務省(消防庁)、国土交通省)

### (2) 避難勧告等の発令基準の適正な設定

#### 制度等

報告書 P79～P80

- ◇ 市町村長が策定する避難勧告等の発令基準においては、「土砂災害警戒情報」の発表をもって、直ちに「避難勧告」を発令するのが基本 〈内閣府ガイドライン等〉

ガイドライン  
〈設定例〉

「大雨警報(土砂災害)」＝「避難準備情報」

状況悪化 → 「土砂災害警戒情報」＝「避難勧告」

#### 【土砂災害警戒情報とは】

大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに、市町村長の避難勧告等の判断の支援、住民の自主避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼び掛ける情報

#### 調査結果

- ◎ 避難勧告等の発令基準において、「土砂災害警戒情報」を「避難勧告」ではなく「避難準備情報」(注)の判断材料として設定 〈9市町〉 (60市町中)  
⇒ 国のガイドラインの趣旨・内容が理解されていないおそれ  
(注)29年1月にガイドライン改正 → 「避難準備・高齢者等避難開始」に変更

#### 勧告

- 市町村に対し、
- 土砂災害警戒情報の取扱いについて、国のガイドラインの趣旨・内容に沿ったものとなるよう改めて周知 (内閣府(防災担当)、総務省(消防庁)、国土交通省)

【施設の新設申請時における対応】

制度等

- ◇ 都道府県・市町村の関係部局（砂防部局、民生部局等、学校設置者）は、連携して、施設の新設申請者に対し、必要な情報提供と計画検討の要請 <22年・27年連名通知 厚労省・国交省等 → 地方公共団体>

- 民生部局は、要配慮者利用施設の新設の申請を受けた際
  - 立地予定場所が土砂災害のおそれのある箇所に該当するか確認
  - 該当する場合は、砂防部局へ情報提供し、砂防部局と連携して、申請者に対して土砂災害に関する必要な情報提供や安全確保の観点も加味した計画検討を促す。

- ◇ 都道府県・市町村の関係部局は、土砂災害のおそれがある箇所に立地することが明らかになった施設に関し、警戒避難体制の整備状況等について、市町村担当部局（防災部局等）と情報共有 <27年連名通知>

調査結果

- ◎ 土砂災害のおそれのある箇所に新設された施設のうち、新設申請時に、民生部局から必要な情報提供や計画検討の要請を受けず設置<約40%の施設(注)> (注) H23.4～26.11の間に、土砂災害のおそれのある箇所に新設された98施設中41施設
- ◎ 警戒避難体制の整備を担当する市町村担当部局(防災部局等)で、把握漏れとなっていた施設 <3市町で9施設> (抽出調査8市町中)

◆ 都道府県・市町村の関係部局間での連携・情報共有が不十分

勧告

- 都道府県・市町村に対し、
  - 新設申請者への必要な情報提供や計画検討の要請について適切に行われるよう周知（厚生労働省）
  - 関係部局における情報共有を改めて助言（文部科学省、厚生労働省、国土交通省）

【施設による避難計画の策定と避難訓練】

制度等

- ◇ 施設管理者は、避難計画を策定し、防災訓練や研修等を通じ計画を点検
- ◇ 地方公共団体の防災関係部局・福祉関係部局等は、連携し、施設管理者に対する説明会等の開催等により、土砂災害に関する知識や防災意識を向上 <国交省ガイドライン>
- ★ 土砂災害防止法の改正法案(29年2月10日国会に提出)：施設での避難計画の作成及び避難訓練の実施を義務化

調査結果

- ◎ 避難計画の策定又は避難訓練が未実施 <約70%の施設(注)> (注) 抽出78施設中55施設
  - 【理由】危険な箇所に立地との認識なし <5施設>、避難計画や避難訓練が必要との認識なし <30施設>
- ◎ 施設への個別説明や説明会等で、土砂災害の危険性等の説明を未実施<7都道府県・39市町(注)> (注) H22.4～27.11の間の実績(17都道府県・58市町中)
  - ⇒ 28年8月の台風第10号による被害発生を受け、国等は、避難計画の策定等について施設管理者に対する説明会等を実施

勧告

- 施設における避難計画の策定や避難訓練等を促進するための取組を今後も推進、都道府県・市町村にも助言（厚生労働省、国土交通省）

【要配慮者利用施設】 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設 <土砂災害防止法第8条>